

協働に関する基本指針

『共に生き、わかち合う

未来に向けたまちづくり』

協働のまちづくり
ボランティア



平成22年11月

長 南 町

—目 次—

第1部

【本編】

ごあいさつ

【第1】 基本指針策定の経緯と目的、必要性

【第2】 協働の定義と基本理念

- (1) 協働の意義
- (2) 協働の基本理念
- (3) 協働の基本6原則

【第3】 協働の基本施策

1. 基本指針

- (1) 信頼関係づくり
- (2) 行政情報の共有化・公聴活動の充実(情報公開等)
- (3) 環境及び基盤整備
- (4) ボランティア活動等に応じた支援の展開

2. 施策体系

- (1) 推進体制の強化
- (2) 環境・基盤の整備

第2部

【事例編(実例・目標事例など)】

○ —協働事業の主な活動事例—

ごあいさつ

平成21年(2009年)9月に長南町「町民と行政の協働」を進めるための指針策定懇談会が発足して以来、委員の皆さんには町民協働の観点から、地方分権を主眼とする地方自治体のあるべき姿について、様々な角度からご協議をいただき、【協働のまちづくり】の提言も十分に踏まえた形でこの基本指針書を策定することができました。

町民協働という言葉は、これからの行政を推進していく上で一つの重要なキーワードとして捉えられ、「住民参加」、「住民参画」、「結束力の再生」などとともに様々な自治体で使われていますが、必ずしも明確な定義が存在しているわけではなく、一般的にはボランティア団体等と行政の対極的立場・見地からの2者関係で理解されることが多くなっているようです。

今回、懇談会などにおいて、『協働とは、あらゆる主体が、それぞれの社会的役割と責任を認識し、お互いの持つ特性を尊重しつつ、補完しあい、協力・連携しあいながら、住民の地域参画の一層の促進により、住民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために創造的かつ持続的に取り組むこと』とされています。そして、最終的にはお互いの充実感・達成感を共有するということを目標としています。

このたび策定します【協働に関する基本指針】では、9回に及ぶ懇談会や役場内の調整会議などに基づき、こうした町民協働についての理解を前提に、極めて広範囲な多種多様な団体との協力関係を築き上げることを基本としつつ、第1部の本編と第2部の《事例編(実例、目標事例など)》の2部構成とし、今後、参考となるべき内容を示しております。

町の基本指針は、懇談会からの提言書を受け、指針策定懇談会設置要綱に基づき作業部会等で一部修正を加え、町民の方々に比較的容易にご理解頂けるよう策定いたしました。

最後に、長南町が豊かで自立した活力のあるまち、住民自らが誇れる魅力あるまちとして、さらに持続させ町民と行政との協働力(地域の力)が高まるよう、「町民協働によるまちづくり」をこの基本指針に基づき実践し、活力ある地域社会の形成に向け努力してまいり所存ですので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年11月30日

長 南 町 長 藤 見 昌 弘

【第1】 基本指針策定の経緯と目的、必要性

1. 背景

高度経済成長期を経て、住民の生活水準の向上や余暇時間の増大、高齢化、情報化の進展に伴い、我が国の社会経済構造は大きく変化してきました。個人のライフスタイルや価値観も多様化、高度化し、従来の公平で均一化した公共サービスだけでは、十分に対応できない状況や課題も生じています。

また、町村部でも個人化、核家族化の傾向が進み、地域住民のコミュニティ不足、住民相互間の結束力が弱体化し、新たな公共的な対応づくりが必要となってきました。



2. 状況

多様化、高度化する住民の公共的ニーズに対応するには、町民が地域への愛着や誇りを今一度振り返りながら関心を持ち、町民主体のまちづくりが効果的に推進されるよう、行政の効率化はもとより、町民の英知とパワーを更に結集し、町民同士が協力していくことが課題となっています。町民自身が自ら考え行動し、町と一体化・融合しつつ協働してまちづくりを目指していくことが大切になっています。



3. 協働指針の目的と必要性

協働事業を推進していく上には、従来からのボランティア活動の更なる活性化や新たな地域活動など、その担い手となる主体者の住民参画のあり方とその方向性の目的などを明確にしていかなくはなりません。そして、‘公共サービスは行政が担うもの’から住民と行政が役割を分担しながら協働のまちづくりを進めて行く新たな仕組みが必要となっています。

そのような住民と行政の協働を本格的に推進していくには、種々の方策が必要であり、その基本として『長南町協働に関する基本指針』の策定と①協働に対する住民と行政の双方の啓発・参加(参画)促進、②行政情報の共有化・公聴活動の充実、③町民協働団体等への支援が求められています。

◆協働の一般形態と現状

	形態	協働の内容	一般的&現状	その他・町事例など
①	委託	○契約行為により、行政の仕様書に基づく範囲内で事業実施	○行政がボランティア団体・NPO等に対して、協働になじむ事業を契約により委託する形態である。 ○通常の民間委託等とは異なり、ボランティア団体・NPO等の特性を活かせるよう、委託内容を検討する。	
②	共催	○事業実施において行政と対等の立場で取り組み、相互に負担及び責任を分担して事業実施	○行政側からの呼びかけと町民の申請に基づく双方の形態があり、両者が主催者となって共同で一つの事業を行う形態である。 ○共催の内容について、その都度、協議や調整が必要となる。	
③	一般的な補助金・助成金	○行政側が行う補助金・助成金等の活用による事業実施(公益性の高い事業等)	○奨励的なもの、事業費の補助、事業委託と区分できないものがあり、事業内容、対象団体を含め、多種・多様な形態で制度が運用されている。 ○行政に依存する体質となる危険性があるため、期間を限定した方式など工夫が必要である。	※各種農林事業団体等へ補助金・助成金支出 (事例:長南フェスティバル等)
④	後援	○行政側の許可を受け、宣伝等に名義を使用して事業実施	○認定の要件として、公共性のある事業であるか否かが重要視される。 ○単一のイベントへの対応が主となり、団体の継続性や事業実績などは、さほど問われない。 ○行政が後援することで、ボランティア団体等への社会的信用が増し、活動への理解が深まる。	
⑤	事業協力	○契約行為によらず、行政側の提案に基づき、事業実施	○町民活動団体と担当課との交渉・調整以外、明瞭な事業実施の判断基準がない。 ○行政側の担当者の判断と裁量に依存する部分が多い。 ○町民団体からの持ち込みでなく、行政から依頼するケースが多い。	(事例:①ゴミゼロ運動 ②町防災訓練…公共的関係機関とは共催の形式だが住民に対しては、協力的要因が高い)
⑥	実行委員会等	○町民と行政が構成員となる合議体による事業実施	○ボランティア団体等と行政で構成された「事項委員会」、「協議会」が主催者となる事業である。 ○行政が委員会の招集者となっており、実行委員会形式であっても、行政主体で実施・実行されているケースも多い。	※事業目的の達成に向けて、各実行委員会が主体的・積極的に関与する姿勢が重要。 (事例:長南フェスティバル等)
⑦	町民提案事業	○町民が行政に協働事業となるべき事項を提案することによる事業実施	○一般的に、町民と行政による町づくりの推進を図るため、自主・主体的に公益性の高いまちづくり事業を企画提案する事業である。	

【第2】 協働の定義と基本理念

(1) 協働の意義

町民と行政との「協働」は、次のように定義します。

■町民と行政との「協働」

【長南町のまちづくり】という共通目標に向けて、自立した対等な関係で、互いの立場や特性を認め、尊重し理解し合い、各々がもっている知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を公平に分担して、協力すること。

○今までの現状とこれから

〔今までの現状〕

- ① これまでのまちづくりは、どちらかという行政が主体となって、計画主体や事業の実施に取り組んできたが、今後は行政需要が多様化する中で、町民の自主的な行動のもと、町民の良きパートナーと連携・協力していくことが求められています。
- ② これからの住民自治を考えると、『まちづくりは、行政に任せておけば良い』から、地域住民が意識をもって積極的に幅広い意味での地域貢献活動等に参加するなど、町民（地域）の果たす役割は大きくなります。

〔これから〕

- ③ 町民と行政が共通の目標（情報）をもち、【町民参加】を主体とした協働のまちづくりを促進するため、新たな町民参加・参画の手続きなど、町民参加・協働が期待される活動に取り組んでいきます。

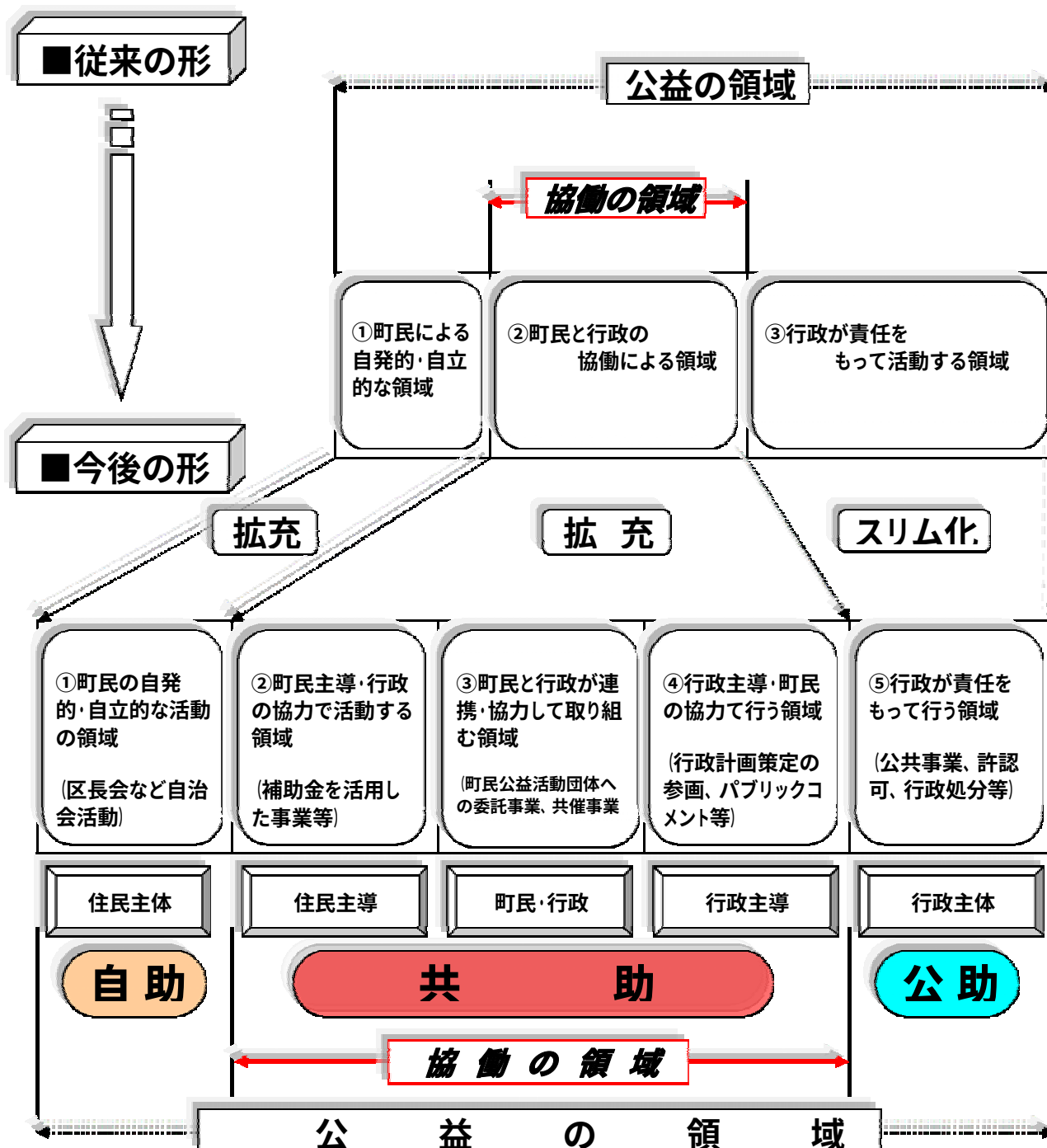


【方向性】

○町民が自らが解決できることを行う《自助》、町民と行政が互いに助け合っ
て解決に取り組む《共助》、共助では解決できないものについて行政をはじめ
とする公共が担う《公助》を組み合わせ、まちづくりが求められています。

◆『協働の形態』…(従来の形⇒⇒今後の形)

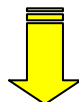
町民と行政との協働には、互いの関わり方によって様々な形態があります。関わり方の度合いは、取り組む課題の各々において、**どちらかが主導的になった方が目的達成のために、より効果的であるか**によって決まります。



(2) 協働の基本理念

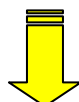
○協働の理念とは、行政・地域コミュニティ活動組織、自治会活動組織、NPO法人、ボランティア団体等の町民活動団体、並びに町民が自立した対等の関係で

お互いの自主性を大切に、価値観や立場の違いを認め合い、



○今まで以上に町民参加や手続きが増えることなく、企画・立案する当初の段階から参加し、お互いの責任と役割を分担しつ

づ



【町民の皆さん】と【行政】が一緒になって考え取り組み（事業展開）していき、「共に学び、育ち、変革していき」、その最終目標・到達点は



充実感・達成感の共有

(3) 協働の【基本6原則】

○町民等と行政の協働にあたっては、互いの能力が発揮できるよう、次の6つの基本原則を確認していく必要があります。

◆ステップ1 ―基本的な事項―

1. 対等の原則 …ともに進める意識づくり…

・互いが対等の関係で、まちづくりのパートナーであることの意識を強く持つことが必要です。

2. 公開の原則 …積極的な情報の公開と共有化…

・互いに説明責任を果たし、協働について町民全体の理解を得るように努め、同時に協働の過程や結果等について積極的な情報の公開に努めることも必要です。

◆ステップ2 ―計画検討における事項―

3. 協議の原則（自主・自立）…話し合あって理解を深める…

・互いが積極的に話し合い、理解を深め、自主・自立を促すことが必要です。

4. 相互理解の原則（相乗効果）…役割分担の明確化…

・互いの立場や特性を理解し、尊重した上で、果たす役割や責任分担等を明確にして協働取り組みを行っていくことが必要です。

◆ステップ3 ―事業推進における事項―

5. 目的共有の原則 …同じ目的に向かって…

・目的を共有化することで、具体的な役割や内容が明確となり、円滑な取り組みで進めることが可能となります。

6. 時限性の原則 …協働効果の原則…

・協働事業について、一定の時期に客観的に結果を評価し、協働事業を継続するか否か等を検証していくことが必要です。

◆町民と行政との協働によるまちづくりの展開

【ボランティア活動等】

○特性
個別性・柔軟性
専門性・機動性
先駆性・開拓性

・多様な町民サービスの担い手
・地域コミュニティの担い手
・まちづくりの担い手
・新たな社会経済活動の担い手

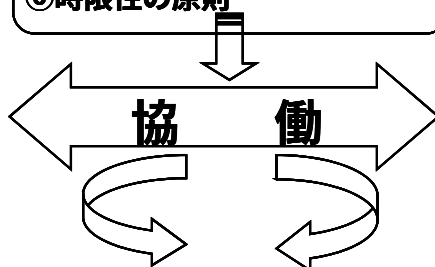
◆6つの協働基本原則

- ①対等の原則
- ②公開の原則
- ③協議(自主性・自立化)の原則
- ④相互理解(相乗効果)の原則
- ⑤目的共有の原則
- ⑥時限性の原則

【行 政】

○特性
平等性・公平性
均一性・中立性

・多様な町民サービスの担い手
・地域コミュニティの担い手
・まちづくりの担い手
・新たな社会経済活動の担い手



■協働によるまちづくりの実現・具現化

【第3】 協働の基本施策

1. 基本指針

(1) 信頼関係づくり

ボランティア団体等との相互理解を図り、従来の指導・誘導的な関係（行政主体）から、共に公共分野を担っていく対等で、同じ視線をもった、より良きパートナーとしての信頼関係を築いていくものとします。

(2) 行政情報の共有化・公聴活動の充実（情報公開等）

情報を共有することは、信頼できるパートナーであるための基本です。施策の企画立案・決定・実施・評価における過程の公開、現状のボランティア活動、協働のまちづくりに関する情報を町民に分かりやすく提供し、町民と行政が情報を共有できるようなくみづくりに取り組み、広聴活動の充実など開かれた行政を推進します。

(3) 環境や基盤の整備

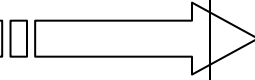
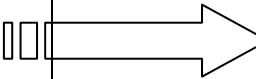
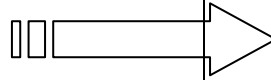
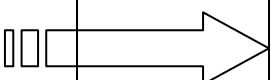
ボランティア団体等自らの組織づくり、企画、運営方法など活動環境を高めるには、促進効果を図る支援策は大事な要素となっています。

行政として、ボランティア活動が抱える課題を自らが抱える課題として捉え、《公平性・公正性》、《公開性・透明性》の原則に基づき、環境や基盤整備の支援策自体を目的ではなく協働事業を促進させるための手段として認識し、取り組んでいきます。

(4) ボランティア活動等に応じた支援の展開

ボランティア団体等の活動内容は、多種多様であり、組織や事業遂行、補助金などの手法もさまざまですが、町民公益活動への支援は、その活動の特性を損なわず発展できるよう活動状況や発展段階に応じて、人材や備品などを側面的に支援していきます。

◆団体の発展段階に応じた行政の支援…ステップ表

進捗段階	手法	人材や組織の育成策	活動への支援策	協働事業
1. 組織の立ち上げ段階 (ボランティア募集、団体の自立化をめざしている段階)				
2. 組織化されて間もない段階 (活動の継続や不安定な段階)				
3. 活動が一定の安定化が図られ、継続化をめざしている段階 (事業や団体運営の充実をめざしている段階)				
4. 専門的な活動や組織が充実しさらに伸ばしていこうとしている段階				

2. 施策の体系

○ボランティア活動の延長線上にある協働の推進に向け、総合支援する政策室と実質的所管で推進・実践していく関係室等が常に連携を持ちながら、長期的視点に立脚した中で以下の施策を実践していきます。

(1) 推進体制の強化

①職員の育成

職員の人材育成計画の一環に協働の理解を深めるための啓発事業や研修を取り入れ、町民との協働事業を通じて実践的に取り組む職員を育成します。

②庁内体制の整備・充実

庁内の組織を十分に利活用し、会議等を定期的を開催するなど、協働との関わりの現状と課題の把握、各情報の共有化、関係室等の連携・協力を図り、本指針に基づく施策を総合的に展開します。

③町民と行政によるルールづくり

行政と町民の参画による会議の場を設置し、地域の諸問題を把握、共有し、協働事業のあり方などを協議していきます。

将来的には、協働事業を進めるにあたっての明確・明瞭な方向性をさらに強く押し出すため、町民参画による仕組みなどを検討します。

(2) 環境・基盤の整備

①町民への機会の提供

各々の世代間で協働事業に携わっていけるよう、出前講座、生涯学習や学校教育の場などにおいて、意識啓発や活動の場の担い手づくりのための講座などの機会を積極的に提供していきます。

②ボランティア団体等の育成

ボランティア団体等が充実した活動を行えるよう、積極的な改善相談や団体運営の向上を図るための情報提供や講座などを行い、町民と行政の交流の場をもち、団体の育成を図っていきます。

③情報の収集及び提供

ボランティア活動の理解と参加を促進させるには、団体自らが、有意義な活動や安定した運営のために活動内容や取り組み状況を多くの皆さんに紹介し、活動への理解と協力を促していくことも大切です。行政としては、活動情報を積極的に支援し、情報の収集及び提供に努めていきます。

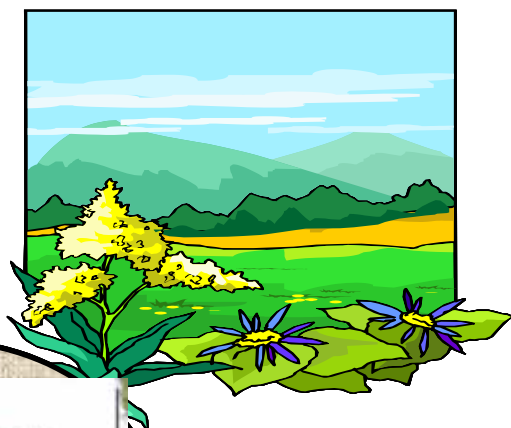
④活動の場の整備&人材育成

ボランティア活動の自立的発展と町民と行政の良好なパートナーシップを築くために、段階的に長南町社会福祉協議会をはじめとする関係機関などと連携し、充実させながら、以下の機能をもった拠点（場）等の整備を行います。

- 総合的な情報発信・収集・提供
- 人材の発掘・育成
- 町民やボランティア団体等のネットワークづくりをめざした、連携・交流促進
- 町民やボランティア団体等が情報の交換・交流を行える拠点（場）、会議、作業を行える拠点（場）の充実など

《第2部》

《事例編（実例、目標事例など）》



－協働事業の主な活動事例【一覧】－

社会福祉分野

1

○給食サービス事業

2

○ボランティアカット訪問事業

～ 外出が出来ない人に対する髪をカットする ～ 【やさしい手】

3

○高齢者『和気あいあいふれあい』事業

環境教育分野

4

○農地・水・環境保全向上対策で美しい農村環境づくり

～ 我が町では、10か所に及ぶ活動を実施、皆で守り育てる ～

5

○自然環境保全に取り組んだ、山内地区

6

○道路愛護、川をきれいにする運動

～ ひとりひとりの力が町をきれいにする ～

～ 長南町管内で、全自治区による一斉活動 ～

交通安全・防犯分野

7

○安心・安全なまちづくり ― 防犯パトロール ―

～ 青色防犯パトロール自動車で、地域単位で防犯活動 ～

芸術・文化分野

8

○《文化の日》に長南フェスティバル

～ 芸術・文化の祭典日に町内一斉ふれあい交流事業 ～

まちづくり分野

9

○地元住民の力で美しい公園づくり

～ 熊野清水公園・管理ボランティア ～ 町公園ボランティア団体

10

○清流な河川と融合した、「滝公園」で美しい公園づくり

～ 殿関とんぼ『仮称：蔵持滝公園』～ 蔵持区：ボランティア団

11

○地元住民の力で通学路に桜の苗木植栽事業

～ 地域の団結力が桜の木で結晶、咲き誇り美しい環境を維持

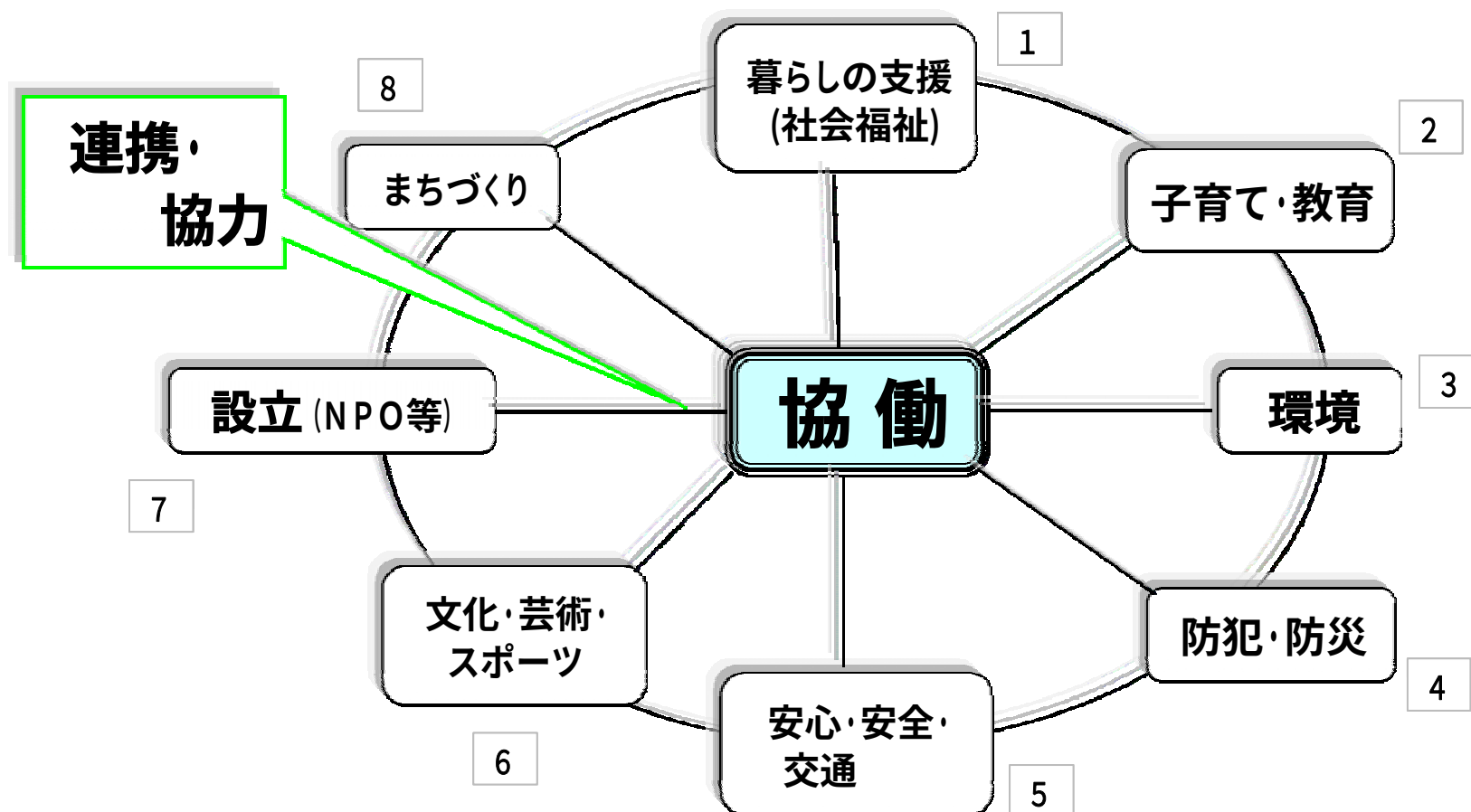
12

○NPO法人（竹もりの里）…竹林を有効利用、里山再生を目指す

～ 町民と行政の『協働』（里山活動）の基盤整備からスタート ～

●**協働の分野**:行政と多様な主体との活動が重なり合う中で
連携・協力 協働は育まれていきます。

その対象となる分野は様々であり、分野によ
って、提供される公共サービスの内容や質も
異なってきます。また、主体の特性や役割、連携
方法により、【協働のあり方】も異なってきます。



1

給食サービス事業

～ 手作りお弁当で、こころのふれあい&相乗効果 ～ 【みのり会】

◆◆◆ 概 要 ◆◆◆

毎月第2・第3・第4木曜日町保健センターや公民館の調理室で、ボランティアが集まり、お弁当を作ります。町内を6つの配達コースに分かれ、ひとり暮らしのお年寄りや高齢者世帯に配達。

1食100円の利用者負担をいただいています。1回に70食程度お弁当を作ります。しかも昼食に間に合うようにという時間制限もあり、このようにたくさんのボランティアの協力があるからこそできる、お弁当作りです。忙しい中にも、自然と役割分担ができ、段取りよく調理が進みます。ボランティア同士の情報提供により、ここでも心の交流が図られ、ボランティア活動の1つの楽しみとなっています。

給食サービスを通じて、いくつもの交流の輪が広がり、よりいっそうおいしいお弁当ができる活動となっています。



◆◆◆ 協働の状況 ◆◆◆

●町民活動団体の役割

○みのり会

- ・毎回活動終了後、献立や調理の反省
配達先の利用者の状況を報告
必要により保健師やヘルパー巡回へ連携
- ・合同研修会(年1回)
ボランティアグループの合同研究会
- ・総会(年1回)

○長南中学校・児童クラブ

- ・毎回お弁当の表紙を作成
季節感のあるイラスト、ぬくもりのある色使い
部活動や勉強・健康のことなど一筆お便りを添えています。

●行政の役割

○社会福祉協議会

- ・ボランティア活動紹介／募集／登録
- ・各関係機関との連絡調整
- ・講習会／研修会の支援



◆◆◆ 概 要 ◆◆◆

1年間に4回(5月・8月・11月・2月)の第2火曜日訪問カットサービスを行っており1回500円の利用者負担をいただいています。

カットに使う道具(使い慣れた自分のはさみやバリカン・手鏡・ケープなど)持参し、2人1組で、利用希望者宅を訪問します。

最近では、寝たきり高齢者の方のほかに、外出困難な独り暮らし高齢者も対象として受け入れています。寝たきりの方にはベッドに寝たまま、起き上がれる方は車椅子に座ってのカット。歩行ができる方は、玄関先で戸外にて青空カット。お体の状態に合わせて一人は体を支え、一人が髪をきるなど行います。



◆◆◆ 協働の状況 ◆◆◆

○ボランティアグループ「やさしい手」

- ・毎回活動終了後、活動の反省
- 利用者の状況を報告
- 必要により保健師やヘルパー巡回へ連携
- ・合同研修会(年1回)
- ボランティアグループの合同研修会

○社会福祉協議会

- ・カットサービスの相談受付
- ・活動のPR／広報紙に紹介
- ・各関係機関との連絡調整
- ・講習会／研修会の支援



どうして

「やさしい手」って名前なの？



平成11年、仲間が集まってグループを結成する前から、みんな一緒にできるならグループの名前は「やさしい手」と決めていました。

私たちの、この手で、何かできること、私たちだからこそできること、それが「訪問カットボランティア活動」でした。

私たちの手、利用者さんの手、家族の手、福祉に携わる人の手、みんなの手がつながって見守りができ、ネットワークができる。

この緑のエプロンをつけると、グループの一員なんだという意識・責任感も感じます。活動中に私たちを見かけた方は、どうぞ気軽に声をかけてください。

やさしい手代表者：藤田さんより

◆◆◆ 概 要 ◆◆◆

ひとり暮らしのお年寄りや、高齢者のみの世帯、家族と同居していても日中一人暮らしの高齢者を対象に、たくさんの人とのふれあいを通じ、会食やレクリエーション、リハビリ体操など行います。一人暮らしのお年よりは、地域とのかかわりも次第に薄れてくることが多く、地域の会合や集まりも世代交代で出る機会も少なくなります。そんな元気な心と体をいつまでももち続けることができるように、病気や介護が必要な状態にならないように予防も必要です。この事業にはたくさんの地域の方々がかかわっています。14名の和気あいあいボランティア、リハビリ体操指導員、そば打ち体験の講師や調理指導の栄養士、レクリエーショングループ、みんな地元のみなさんです。身近な人々と声を出して笑い、おいしいものを食べ、仲間作りをする。みんなで作っていく和気あいあい事業です。



◆◆◆ 協働の状況 ◆◆◆

平成21年9月 和気あいあいボランティア募集
14名の協力

平成21年10月 体験期間として和気あいあい事業仮スタート 利用者6名

平成21年11月 ボランティア2グループに別れ
交替で月2回の活動を行う。

○調理実習や外出等もボランティアと一緒に行動してくれるので、利用者も安心である。一人ひとりに目が届き多くの人で活動することにより活動が盛り上がる。

平成22年4月 利用者12名
○紅花染め、銭太鼓など地元の講師と共に活動

平成22年8月 児童クラブの子どもたちと交流
○うちわ作り、レクリエーションで地域交流の輪を広げる。



◆◆◆ 概 要 ◆◆◆

農地やため池、農業用水などの資源は、過疎化や高齢化などに伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難な状況になってきている。

このような状況に対応するため、農林水産省の財政支援を受け平成19年度から地域の農業者だけでなく、地域一般住民なども含めて、農地や農業用水などの農村資源や農村環境の保全と質的向上を図る活動が円滑に実施できることを目的とした、『農地・水・環境保全向上対策』に取り組んでいます。



◆◆◆ 協働の状況 ◆◆◆

長南町では、10地区と協定を結んでいます。この活動に参加する人は、農家組合、水利組合、自治会、消防団、老人クラブ、PTAなど、その主体は様々で、その地域に住む地域の人々が主役です。活動内容は、遊休農地の草刈り、排水路の泥上げ、施設整備の点検、景観植物の植栽など多岐にわたります。

- ① きめ細やかな雑草対策
(ため池などの草刈り)
- ② 遊休農地の草刈り
- ③ 農業施設の点検、機能診断
- ④ 『水辺の生き物調査』学習活動
- ⑤ 景観植物の植栽 (コスモスなど)
- ⑥ 花壇の手入れなど



『全地区の取り組み面積』⇒504.69ha
(農振地区:53%実施)

1) 岩川地区	39.43ha
2) 関原地区	20.67ha
3) 埴生川地区	112.47ha
4) 小沢地区	21.79ha
5) 西部地区	96.03ha
6) 東部地区	144.22ha
7) 千手堂地区	16.63ha
8) 下小野田地区	18.57ha
9) 下千田地区	18.97ha
10) 中之台地区	15.91ha

《ちょっとブレイク》

非農家の方も参加しており、協働の本来の意義が実践されているので、とてもうれしい気持ちでいっぱいです。

いろいろな主体の参加者が、融合し合い地域のまとまりが再認識でき、地域の結びつき、絆を深く感じられ人間のつながりの奥深さを触れることができ、明日への活力の源になります。

◆◆◆ 概 要 ◆◆◆

私達の住んでいる長南町は、谷津田が多く生き物たちが、住みやすい自然豊かな環境にあります。

この山内東沢地区の人々の暮らしは、自然を生かし、うまく共存しながら生活を営んできました。この地区は、一宮川上流に位置し、水質も良く数多くの種類の生き物たちのえさ場を提供してきました。豊かな田園風景と山林のコントラストを描いている場所です。

また、四季折々の季節の中には、動植物の生態が見られ楽しめます。

毎年、夏の風物詩とも言われ、きれいな水を好むホタル（ゲンジボタル）の観賞会を長南町生態系保全推進協議会や地域ボランティアの方々が中心となって実施しています。今年は、特に休耕田を利用し期間中皆さんが楽しめるよう、手作りの巨大ホタルを創作アートとして製作しました。



ホタル米パッケージの図柄



ホタルの生息地（山内東沢地区）



手作りの巨大ホタルの出現

◆◆◆協働の状況◆◆◆

- 長南町生態系保全推進協議会
 - ・推進委員数 16名
 - ・自然の川に近い水路作り など
- 小学校
 - ・小学校との連携
- 長南町
 - ・鑑賞会時の協力
 - ・広報などの掲載
 - ・町ホームページにてPR など

◆◆◆ 概 要 ◆◆◆

道路や河川などの環境整備を図るため、7月の第一週の日曜日を基準日とし町内一円、一斉に道路・河川の清掃を実施。

この運動は、安全で快適な道路環境・きれいな河川の維持をするため、道路や河川を常に美しく、きれいに保つために行っています。

道路・河川は、私たち個人の日常生活や地域間のネットワークを形づくる最も身近で大切なものとも言えますが、あまりにも身近な存在なので忘れてしまいがちです。



◆◆◆協働の状況◆◆◆

◆毎年、7月の第一週の日曜日を基準として実施しており町内全域を一斉に清掃する活動である。

また、崩壊している道路の斜面などの補修作業も行っている。

○各地区

- ・道路の清掃、補修
- ・河川の清掃など

○長南町

- ・草刈り機の燃料
- ・土のう袋の支給
- ・砂利、土などの提供



安心・安全なまちづくり — 防犯パトロール —
～ 青色防犯パトロール自動車で、地域単位で防犯活動 ～

◆◆◆ 概 要 ◆◆◆

安心・安全なまちづくりのためには、町民と行政が一体となった協力が必要である。そのためには、児童・生徒を中心とする若年者や高齢者を対象となる犯罪や交通事故の防止を図るために青色防犯自動車による巡回パトロールを実施することを目的とする。

町管内のエリアが広いため、主要幹線道路、町道の細部まで巡回することは、交通安全・防犯の効果が高まる。

児童・生徒の登下校時を中心として教職員、

町教育後援会、町防犯組合、町交通安全協会、町が協力して年間シフト表を編成し、青色防犯パトロール車（通称：青パト）を用い当番の者が二人一組で、乗車し町内を巡回している。

青パトの巡回時間は、14時30分から16時30分の概ね2時間、実施する当番制で、その日の担当地区を中心に青パトで巡回する取り組みを地域ぐるみで実施している。



◆◆◆ 協働の状況 ◆◆◆

地域ぐるみによる自主防犯活動を促進し、町民が安心して暮らせる協働のまちづくりを推進するため、『長南町防犯パトロール実施要綱』を平成22年度に新規に制定した。（総務課総務室）

- 地域住民
 - 児童・生徒の見守り活動（登下校時）
 - 不審者発見時の通報
- 役場（協力依頼）
 - 青パト事務局
 - 不審者発見時の通報時の対応
- 警察署
 - 不審者発見時の通報時の対応





《文化の日》に長南フェスティバル

～ 芸術・文化の祭典日に町内一斉ふれあい交流事業 ～

◆◆◆ 概 要 ◆◆◆

当初、秋のシーズンに町文化祭、農林業祭、商工祭、環境イベント、健康ひろばのイベントなどが、開催日もまちまちで、それぞれに活動していた。

しかし、来場者はイベントごとの関係者が中心で、来場者数や盛り上がり到现在一つ欠ける状況であった。そこで、町全体の気運を盛り上げる目的で、町民と行政が一体となった協働とするため、《文化の日》にちなんで、町民ふれあい文化の交流事業として始めることとした。平成6年度から、長南フェスティバルと名付け、個々に開催していたイベントを11月3日(文化の日)に同時集約して開催するようにした。会場を一箇所にまとめ、同時開催による観客者数の増大によるメリットを十分にいかして、日頃の文化活動の成果を幅広く発表し、地域社会に広く文化・芸術への理解を深め一層の発展、文化の普及や生涯学習の充実まで活かされている。



◆◆◆協働の状況◆◆◆

町民と行政の協働事業による、町民ふれあい交流事業として、①文化祭、②農林業祭、③商工まつり・工業ひろば、④環境ひろば、⑤老人クラブ連合農産物展、各種フェスティバルを各イベント事業として活動展開する。

1. 文化祭

- ・文化協会の作品の展示、発表会
- ・保育所、幼稚園の児童の作品展示ほか

2. 農林業祭

- ・各種生産組合、JA長生などの団体協力

3. 商工まつり、工業ひろば

- ・商工会による大抽選会、工業団地企業紹介

4. 環境ひろば

- ・中学校バザー、リサイクルマーケット
- 地球温暖化防止推進ほか

5. 健康ひろば

- ・健康相談、健康体操、食生活改善ほか

6. 老人クラブ連合農産物展

- ・農産物の展示・販売

7. フェスティバル

- ・年金、税務相談
- 郵便局、NTT参加
- ガス、防犯、防災コーナーほか

◆◆◆ 概 要 ◆◆◆

町の名勝でもあり、昭和63年に環境庁指定、『日本名水百選』にも選ばれている『熊野の清水』に隣接する公園で、熊野地区の住民が愛着のもてる公園として自主的に公園管理を維持していくことを目的としています。また、水に親しめるまちづくりの推進、都市住民との交流を促進し地域と一体となる観光公園を目指していきます。

主な活動内容は、公園内の花壇にサルビアや百日草などを植え、草刈り等を実施。

また、毎月、地元ボランティアによる公園の管理作業が行われている。公園内にベンチを設置し四季折々の景観を楽しむようにしている。



◆◆◆協働の状況◆◆◆

○熊野の清水公園管理ボランティア
(事業主体)

- ・ボランティア数 16名
- ・公園内の管理清掃 など

○行政(事業協力)

- ・草刈り機などの貸出
- ・町ホームページにてPR
- ・広報へ掲載 など



年 間 行 事

4月

- 鯉のぼり
- サルビア、百日草種まき

10月

- 熊野の清水公園祭り
- 菜の花種まき
- さつまいもほり
(保育所園児対象)

12月

- 公園内イルミネーション点灯

※毎月、公園内の芝生管理、花壇の
植木の植替えなど

◆◆◆ 概要 ◆◆◆

蔵持川流域の殿関とんぼには、なだらかな滝のような景観が残っており、ここは、昔、地元の子供たちが夏に水遊びをして遊んだ場所として知られています。今では、近所の人々の散歩コースですが、ゴミが捨てられたことを契機として、この場所をきれいに整備しようと地元の有志の方々がボランティアにより立ち上がりました。

地元ボランティア団体「蔵持3番組＆蔵持4番組」が資材から重機の調達の全てを地元で賄い、清らかな水流景観と一体となった土留め工事（法面工事）を中心とした公園整備を進めてきました。最終的には、植栽（アジサイ、もみじなど）をして地域住民の『憩いの場』の『滝公園』を目指しています。完成後も、清掃活動や植栽管理の維持管理に努め、地元のイメージアップを図るとともに地域の団結力を深めている。



※この事例ケースは、行政に全く頼らない、地元の創意工夫で、自分たちが主役であることを個々人が良く認識・理解した《地域おこし》の代表的な事例である。地元の熱意が高く、対外的にも誇れる本当の《手作り公園》と言える。

◆◆◆ 協働の状況 ◆◆◆

○蔵持3番組＆蔵持4番組

- ・区長代理を中心とした合意形成と自主活動の牽引
- ・地元住民の労働奉仕（住民の共同作業）
- ・行政に頼らない『地域おこしの実践』
- ・地元の創意工夫



○行政

- ・地元住民に「自分が主人公だ」という意識が自らの実践行動により先駆的事例として、町広報誌等を通じて広く情報提供を行っている。



◆◆◆ 概 要 ◆◆◆

当植栽区間は、佐坪川の右岸に沿った道路敷（西小学校の通学路で根田橋から大橋の間）に佐坪区の地域振興策の一環として桜の木を植栽しました。

また、河川及び道路の環境設備を図る目的で、地元佐坪地区ボランティアの協力を得て、河川の草刈りを実施し、河津桜及び染井吉野の苗木を各50本を植栽したものです。地域の人々が団結力が植栽事業で結実しました。小学生の通学路、地元の住民の散策路として地域の方々に愛されるような道路環境の向上を目指し、末長く地域の方々に親しまれるような河川の環境づくりを目指して行きたいと思います。

今後とも行政と町民による清掃活動や桜の維持管理に努め、地域の憩いの場としても提供が出来るようにして行きたいと思います。

また、年間スケジュールの策定により、組織的・計画的にこの活動を実施し、道路利用者等への細かなサービスを実施していく予定です。



◆◆◆ 協働の状況 ◆◆◆

◆地域のイメージアップのため、河川の岸に桜を植栽。

○佐坪地区の住民の協力により、河川の清掃及び草刈りを実施。

○河川敷に河津桜、染井吉野を各50本ずつ植栽。

○定期的に草刈りを実施しており、数年後には、景観の楽しめる河川を目指している。



◆◆◆ 概 要 ◆◆◆

人と自然が見事に調和できるそんな里山には都市型社会では触れることができない森林が豊富に存在しています。この里山が至る所に散在している長南町の自然環境は都会の人から見れば羨ましい限りでしょう。

しかし、里山では竹がその繁殖力の強さから里山を侵食し、荒廃を招き厄介者扱いされています。放置された竹林は足の踏み場もないくらい、枯れ竹と倒木が散乱しているのが現状です。

美しく、しなやかな竹は古くから用具や建築資材、工芸品、食材と日常生活の中に大いに利用されてきましたが今日ではプラスチックなど他の素材に置き換わり、利用されなくなってきました。そこで、NPO法人竹もりの里は竹の有効利用を考え、里山を蘇らせることを目的として活動していきます。



◆◆◆ 協働の状況 ◆◆◆

地元の方々と協力して熊野の清水農産物直売所隣の小さな森の雑木を伐採しました。木が大きく育ち過ぎ、人家に覆いかぶさった状態でした。伐採した木は炭焼きし木炭となり、雑木は薪として活用しました。伐採した廃材が大量に発生すれば利用されず、焼却か放置し朽ちるのを待つしかありません。積極的に利用できる環境整備が必要と感じています。

また、野見金公園のコスモス畑の草取りボランティアに参加しました。協働作業の精神を広げていくには、こうした町民サイドの持てる力を相互に出し合い、徐々に盛り上げていくことが大切であると感じています。



《 団 体 情 報 》

NPO法人 竹もりの里
正会員数 20名
サポーター会員募集中
事務所 長南町米満60-1
TEL 0475-47-2071
FAX 0475-47-2072